

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 4 回選挙管理委員会定例会会議録				
開催日時	午前 10 時 00 分から			
	令和 7 年 1 月 29 日（水）			
出席者	午前 10 時 40 分まで			
	委 員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員		
	事務局	石田局長、増田次長、高野法規担当係長、清水主査		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等			結果
	報告事項 4 - 1	公職選挙法等改正要望事項に係る調査・研究について (結果)		了承
	その他	杉並公会堂でのチラシ等の掲示について		—
委員長	これから令和 7 年第 4 回の定例会を開催します。			
	<公職選挙法等改正要望事項に係る調査・研究について(結果)>			
委員長	報告事項 4 - 1 について事務局から説明をお願いします。			
局長	公職選挙法等改正要望事項に係る調査・研究について(結果)です。報告 4 - 1 にあるように、令和 7 年 1 月 7 日に特別区選挙管理委員会連合会の主任書記会から同連合会事務局長会宛に公職選挙法等改正要望事項に係る調査・研究についての結果(復命)がありました。同年同月 10 日の事務局長会において結果(復命)について了承され、全国市区選挙管理委員会連合会東京支部へ要望したので報告します。1 調査・研究の経過ですが、改正要望事項調査及び主任書記会における検討については記載のとおりです。2 提出物ですが、別紙 1 のとおりで各区の要望事項と検討結果、要望することに関する結論を記載したものとなっています。3 具申ですが別紙 2 のとおりで各区の要望事項が類似や関連性の高いものが多数あるので、3 グループ（選挙運動用文書図及びポスター掲示枠の利用権等供与禁止、選挙運動用ポスター掲載文への「品位保持」既定の準用、選挙運動用ポスターに係る法廷記載事項への「候補者氏名」の追加）に分けて、類似等するものを一つのグループにして要望しました。なお、参考ですが、3 項目の要望を見送ることにしました。1 項目目、公職選挙法のほぼ全般にわたる改正について、要望内容が明確でないため要望しないことにしました。2 項目目、選挙運動用ポスターに掲載している二次元バーコードの規制について、表示されるウェブサイトの内容が子どもたちや多くの選挙人に大きな影響を与えるため一定の規制の必要性は理解できるが、公職選挙法第 271 条の 6 においてバーコードその他これに類する符号の適用範囲はリンク先のウェブサイトまでは含まれず、二次元バーコードを読み取った際に表示される URL 等までに限定されるため、本法の解釈変更等による影響等を考え引き続き検討が必要であるため要望しないことにしました。3 項目目、天災その他避けることのできない事故等における投票所			

局長	の閉鎖について、一時閉鎖や再開した場合の周知等から公平性の確保の課題と投票時間中の投票所の整理その他正当な理由がある場合の入場の一時制限等は違反にならないとの実例もあり要望しないことにしました。また、令和7年の通常国会において都議会議員選挙に間に合うよう、選挙運動用ポスター等に関する公職選挙法改正を行うとの報道があり、国会で同法の改正が行われた場合は、取り下げは可能との全国市区選挙管理委員会連合会の回答を得ているので取り下げることになります。今回の説明は以上です。
委員長	質問はありますか。
委員長 職務代理	二次元バーコードの規制に関して、公職選挙法第271条の6について詳しく教えてください。
局長	公職選挙法第271条の6については、令和2年の選挙時報第69巻第11号に、適用の対象については二次元バーコードを読み取った際に表示されるURL等であり、リンク先の文書図画の記載については同法同条の適用はされないとなっています。よって、公職選挙法の対象となる文書図画は、例えば選挙運動用ポスターの場合、二次元バーコードを携帯電話等読み取った場合に表示されるURL等までとなります。
委員長	二次元バーコードに関して、公職選挙法でインターネットに関する規制を行うことは現時点では厳しいと考えます。ところで、江戸川区の要望の件について詳しく教えてください。
局長	一時閉鎖や再開した場合の選挙人に対する周知等から公平性の確保の課題となることに加え、選挙関係実例判例集に「投票時間中、投票所の整理その他正当な理由によって投票者に対してしばらく入場を待ってもらうことがあったというだけでは、いまだ、選挙の法規に違反したというに当たらない」とあるので、江戸川区の要望については法改正によらず対応可能との判断になり要望しないことになりました。
委員長	他に質問はありますか。
島田委員	二次元バーコードの規制に関して、都知事選挙において選挙運動用のポスターについては大きな混乱を招きました。その中で選挙運動用ポスターの一部については二次元バーコードを読み込むと選挙とは全く関係のないサイト（アダルト等を含む）に繋がり、選挙人だけでなく、子どもが興味半分に読み込んだ場合は憂慮する事態となりかねません。要望しなかったことについてもう少し詳しく説明してください。
局長	リンクしているサイトが問題となった場合、直ちに公職選挙法を根拠にサイトを閉じたり、消去したりして、取り締まるのはかなり厳しく、公職選挙法等で取り締まるのはあまり効果が期待できません。この二次元バーコードについては、結論に記載されているように、今回は要望せず、時間をかけて様々な観点から検討することが必要と考えました。
委員長	ほかに質問はありますか。無いようでしたら、了承でよろしいですか。
一同	異議なし。
	<杉並公会堂でのチラシ等の掲示について>
委員長	その他について事務局から説明をお願いします。
局長	過日、文化・交流課から杉並公会堂にて政談演説会と思われるチラシの掲示があり、今後の対応方法に関する資料が届きましたので報告します。 「2025. 1. 21 発行」と書いてある資料をご覧ください。チケットの発行前またはチラシ等の印刷物作成前に公演内容確認書の提出を求め、事前に内容を確認する仕組みとなっています。また、その他の欄には、設置前にも内容の

局長	確認を行うなどチェック体制を強化していることが伺われます。なお、政治活動に関することか不明なものについては選挙管理委員会事務局に問合せを行い、アドバイス等を受け関係者へ対応することも文化・交流課から連絡を受けております。説明は以上です。
委員長	質問はありますか。無いようでしたら了承でよろしいですか。
一同	異議なし。
委員長	第4回定例会を終了します。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第4回定例会 令和7年1月29日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。